

## 臨時雇い職員・短時間労働職員・高齢者再雇用職員労働規程

### (目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人八ヶ岳名水会就業規則(以下「就業規則」という。)第4条第2項の規定に基づき、臨時雇い職員・短時間労働職員(以下「契約職員」という。)  
・高齢者再雇用職員(以下「嘱託職員」という。)の労働条件等について必要な事項を定めることを目的とする。  
2 この規程に定めのない事項については、労働基準法、その他の法令の定めるところによる。

### (職員の定義)

第2条 この規程において職員とは、社会福祉法人八ヶ岳名水会就業規則(以下「就業規則」という。)第4条第2項の職員をいう。

- (1) 臨時雇い職員(契約職員)  
有期契約職員で週40時間勤務する者
- (2) 短時間労働職員(契約職員)  
有期契約職員で週40時間未満勤務する者
- (3) 高齢者再雇用職員(嘱託職員)  
就業規則第14条第2項により再雇用された職員

### (規則の遵守の義務)

第3条 本法人はこの規程に基づく労働条件により職員に就業させる義務を負い、職員はこの規程を遵守する義務を負う。共に協力して本法人の発展に努めなければならない。

### (秘密義務)

第4条 契約職員及び嘱託職員は、本法人の業務並びに職員の身上に関し、その職務上知りえた事項については、在職中はもとより退職後といえども、公表してはならない。

### (定 義)

第5条 この規程において、契約職員及び嘱託職員とは、2ヶ月以上の期間を定めて雇用し、特定の就業時間勤務する者をいう。

### (採 用)

第6条 管理者(施設長)は、契約職員の採用に当たっては、理事長の承認を得るものとする。  
2 八ヶ岳名水会の職員として、60歳の定年を迎える職員は、就業規則第14条第3項の基準を満たせば、嘱託職員として採用することができる。

### (期 間)

第7条 契約職員及び嘱託職員の任用期間は、任用の開始の日の属する会計年度の期間とする。ただし、必要に応じ契約を更新することができる。

### (採用の手続き)

第8条 就職を希望する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、嘱託職員として再就職を希望するものは提出を免除する。

- (1) 履 歴 署 (写真添付) 1通(自筆のもの)
- (2) 資格・免許等の写 1通

(採用の決定)

第9条 管理者(施設長)は、就職を希望する者の中から書類の審査、面接により、選考を行い理事長の承認を得て採用する。

(退職及び解職)

第10条 契約職員及び嘱託職員において、次の各号に掲げる項目に該当した場合、任用期間満了前で退職又は解職することができる。

- (1) 本人から退職の願出があったとき。
- (2) 分限、懲戒の事由に該当し、解職することが 相当と認められるとき。
- (3) 本法人事業運営上、任用を継続することが困難となり、他の職務に転換させることができないとき。

2 前条各号の事由により退職又は解職するときは、本人に通知する。

(退職及び解職の手続き)

第11条 前条第1項第3号の事由により退職又は解職するときは、30日以上前に本人に予告通知する。

(労働条件の明示)

第12条 契約職員及び嘱託職員のもの勤務内容は、労働条件通知書(別表1)の締結によるものとする。

(始業、終業時間)

第13条 前条に掲げた職員の始業・終業時間は、就業規則の例による。

(有給休暇)

第14条 6月以上継続して勤務し、本法人の定める所定労働日数に対する出勤日の割合が8割以上であるときは、管理者(施設長)の承認を得て別表2に定める休暇の原因に対し、勤務日数に合わせて取得することができる。ただし、嘱託職員については「6月以上継続して勤務し、本法人の定める所定労働日数に対する出勤日の割合が8割以上であるとき」については正職員の期間を通算する。

(育児・介護休業)

第15条 育児・介護休業は、別に定める育児・介護休業等に関する規程による。

(災害補償)

第16条 契約職員の業務上の傷害、疾病、死亡に対しては、就業規則に準じて補償を行う。

(母性健康管理)

第17条 妊娠中の職員及び出産後1年を経過しない職員は、母子保健法に定める健康診査又は保健指導を受診するための時間並びに医師等の指導事項を遵守するための勤務時間の短縮その他の必要な措置を請求することができる。

2 前項により、妊娠中の職員及び出産後1年を経過しない職員が請求することができる各措置の内容、請求 の手続などについては、別に定める母性健康管理規定による。

(正職員への転換)

第18条 正職員への転換を希望する臨時雇い職員、短期間労働職員については、次の要件を満たす場合正職員として採用し、労働契約を締結するものとする。

- (1) 1日8時間、1週40時間勤務できること。
  - (2) 心身共に健康であること。
  - (3) 今後とも長く勤務し、本法人に貢献する意志があること。
  - (4) 所属長の推薦があること。
  - (5) 面接試験に合格すること。
- 2 正職員転換のための面接試験は、転換を希望する職員の申し出に基づいて、その都度実施するものとする。
- 3 正職員への転換については、当法人のホームページ等を通じて広く職員に周知するものとする。
- 4 年次有給休暇の付与日数の算定において臨時雇い職員・短時間労働職員としての勤続年数を通算する。

附 則

この規定は、平成 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成 18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成 20年 月 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 23年 4月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成 24年 4月 1日から施行する。